

個人情報保護管理運営会議 付議事項

件名	令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等について
----	------------------------------

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（電算処理、業務委託）

（担当部課：福祉部介護保険課）

事業の概要

事業名	令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修
担当課	介護保険課
目的	介護保険関連業務の安定運用を図るため。
対象者	新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員
事業内容	<p>1 概要</p> <p>現行の介護保険システムは、令和3年1月から富士通 Japan 株式会社のシステムを導入し、稼働しており、税務システムから税情報を連携し、介護保険料の算定を行っている。</p> <p>このたび、令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直し（以下「令和7年度見直し」という。）が行われた。令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の変更が生じ、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度賦課の保険料に限り、令和7年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）により、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の規定について、所要の改正が行われた。この改正に伴い、介護保険システムの改修を行い、下記の対応を行う。</p> <p>(1) みなし課税の判定機能の追加</p> <p>令和7年度見直しにより、8年度住民税非課税者の介護保険料については、税制改正前の基準で改めて課税・非課税の判定を行う。その結果、住民税非課税者が保険料のみ課税となった場合は、「みなし課税」とする判定機能の追加を行う（ただし、国通知により令和7年度非課税者はみなし課税の対象から除く）。</p> <p>(2) みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修</p> <p>税務システムより新たに以下の情報項目を連携し、介護保険システムに保有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 控除対象配偶者区分（控除対象となる配偶者を有しているかを示す区分） ② 本人該当区分（障害、寡婦ひとり親、未成年の区分） ③ 扶養人数 ④ 給与収入額

2 個人情報保護管理運営会議への付議内容

(1) 電算処理

- ① みなし課税の判定機能の追加
- ② みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修
- ③ みなし課税の判定を受けた者の内、7年度住民税非課税者は8年度保険料段階を非課税者の段階とする判定機能の追加

(2) 業務委託

- ① 前項(1)電算処理に係るシステムへの改修業務の委託。
- ② 前項①において改修した介護保険システムにおける、運用保守業務委託。

3 対象者

介護保険（令和8年2月末現在）

・被保険者数・・・・・・・・・・・・・・・・67,858人

（参考：被保険者を除く世帯員数・・・17,383人）

※ 個人情報の流れは、資料6-1のとおり

件名 令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修について

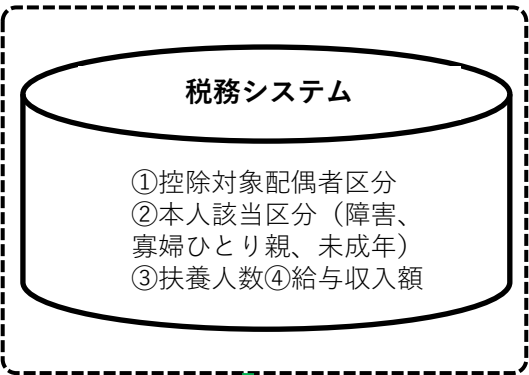
保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	保険料の算定業務
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料6-2のとおり 3 記録するコンピュータ 介護保険システム
新規開発・追加・変更の理由	<p>令和7年度見直しに伴い、一部の被保険者の保険料段階の変更が生じ、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の保険料収入が減少する可能性がある。保険者の責めに帰さない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和8年度賦課の保険料にかぎり、令和7年度見直しによる影響を遮断するため、介護保険法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第420号)により、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の規定について、所要の改正が行われた。この改正に伴い、介護保険システムの改修を行う。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 みなし課税の判定機能の追加 令和7年度見直しにより、8年度住民税非課税者の介護保険料については、税制改正前の基準で改めて課税・非課税の判定を行う。その結果、住民税非課税者が保険料のみ課税となった場合は、「みなし課税」とする判定機能の追加を行う(ただし、国通知により令和7年度非課税者はみなし課税の対象から除く)。 2 みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修 税務システムより新たに以下の情報項目を連携し、介護保険システムに保有するための改修を行う。 <ol style="list-style-type: none"> ① 控除対象配偶者区分(控除対象となる配偶者を有しているかを示す区分) ② 本人該当区分(障害、寡婦ひとり親、未成年の区分) ③ 扶養人数 ④ 給与収入額
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
新規開発・追加・変更の時期	令和8年4月下旬から令和8年6月下旬まで(予定)

件名 令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修に係る業務の委託について

保有課(担当課)	介護保険課
登録業務の名称	保険料の算定業務
委託先	富士通 Japan 株式会社 (特命随意契約) ※ プライバシーマーク及び情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 認証取得事業者。
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	1 対象者 新宿区介護保険の被保険者及びその世帯員 2 情報項目 資料6-2のとおり
処理させる情報項目の記録媒体	電磁的記録媒体(介護保険システム)
委託理由	みなし課税の判定機能の追加、みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修を行うため。 なお、介護保険システムは、プロポーザルを経て令和3年1月から上記事業者のシステムを導入し、以後保守委託契約を締結している。本業務委託及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識を有し、現行の介護保険システムを熟知している上記事業者に業務を委託する。
委託の内容	1 みなし課税の判定機能の追加 令和7年度見直しにより、8年度住民税非課税者の介護保険料については、税制改正前の基準で改めて課税・非課税の判定を行う。その結果、住民税非課税者が保険料のみ課税となった場合は、「みなし課税」とする判定機能の追加を行う(ただし、国通知により令和7年度非課税者はみなし課税の対象から除く)。 2 みなし課税の判定のための情報項目の追加及び連携機能の改修 税務システムより新たに以下の情報項目を連携し、介護保険システムに保有するための改修を行う。 ① 控除対象配偶者区分(控除対象となる配偶者を有しているかを示す区分) ② 本人該当区分(障害、寡婦ひとり親、未成年の区分) ③ 扶養人数 ④ 給与収入額 また、改修したシステムについて、システムの運用保守および障害対応を委託する。
委託の開始時期及び期限	令和8年4月下旬から令和9年3月31日まで(予定) (次年度以降も、同様の業務委託を行う。)
委託にあたり区が行う情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
受託事業者に行わせる情報保護対策	別紙チェックリストのとおり

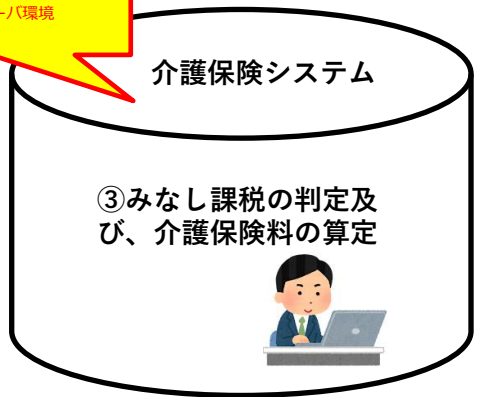
令和7年度税制改正に伴う介護保険システムの改修等に係る個人情報の流れ

区



①税務システムで保有する情報を団体内統合宛名等システムに連携

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境



（委託事業者）
【電算処理】
みなし課税の判定機能の追加、
みなし課税の判定のための情報
項目追加及び連携機能の改修

※システムの運用保守および障害対応



②団体内統合宛名等システムより介護保険事務に必要な情報を取得

- ・特記事項等の遵守
- ・立入調査等及び状況報告
- ・責任者及び取扱者の報告
- ・区が作成した業務フローに基づく業務の履行
- ・データの暗号化
- ・鍵付きカバン等による運搬
- ・受渡し時の管理簿への記載
- ・鍵付キャビネット等での保管
- ・個人情報の返却及び消去
- ・事故等への対応体制及び手順の整備
- ・事故発生時等の協議

- ・特定相手以外との通信不可
- ・ネットワーク機器やサーバの制御
- ・通信内容の暗号化
- ・外部からの攻撃防御（ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等）
- ・ウイルス対策
- ・最新のパターンファイルの適用
- ・ID/パスワード等認証
- ・ファイルのパスワード設定
- ・アクセス制御
- ・システムネットワーク状態等の監視
- ・アクセスログ取得
- ・サーバ冗長化 ・バックアップ
- ・入退室管理
- ・国内法が適用されるサーバ環境

介護保険システム記録項目

項番	登録業務の名称	情報項目
1	被保険者の資格管理業務	①被保険者基本情報 ②施設入退所情報 ③医療保険者情報 ④送付先情報 ⑮事業対象者情報 ⑯個人番号管理情報
2	保険料の算定業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑧賦課情報 ⑨特別徴収に係る情報 ⑩収納情報 ⑪口座情報 ⑫送付物返戻情報
3	保険料の収納業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑧賦課情報 ⑩収納情報 ⑪口座情報 ⑫送付物返戻情報 ⑬滞納整理情報
4	保険料の滞納者対策業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑧賦課情報 ⑩収納情報 ⑫送付物返戻情報 ⑬滞納整理情報 ⑭認定情報 ⑯給付制限情報
5	負担割合判定業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑰負担割合判定情報
6	要介護認定申請受付業務	①被保険者基本情報 ③医療保険者情報 ⑭認定情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報
7	主治医意見書の管理業務	①被保険者基本情報 ⑭認定情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報 ㉒主治医意見書情報
8	認定調査業務	①被保険者基本情報 ⑳認定申請者情報 ㉓認定調査情報
9	認定審査会の運營業務	㉔認定審査会委員情報
10	要介護認定者の管理業務	①被保険者基本情報 ②施設入退所情報 ③医療保険者情報 ④送付先情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑰給付実績情報 ⑱居宅サービス計画届出情報 ⑳認定申請者情報 ㉑医療機関情報 ㉒主治医意見書情報 ㉓認定調査情報 ㉔認定審査情報
11	給付実績管理業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑰給付実績情報 ⑱給付制限情報
12	給付制限業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑬滞納整理情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑱給付制限情報
13	利用料減額・免除業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑱給付制限情報 ㉕利用料減額・減免情報 ㉖利用料減額・免除要件の確認に必要な情報

14	高額介護サービス費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑳給付制限情報 ㉓高額介護（予防）サービス費及び高額介護予防サービス事業費の支給に係る情報
15	現物給付審査支払委託業務	㉔審査支払・共同処理事務情報 ㉕居宅サービス計画届出情報
16	住宅改修費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑱事業者情報 ㉖給付制限情報 ㉗住宅改修費の支給に係る情報
17	福祉用具購入費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑯負担割合情報 ⑱事業者情報 ㉘給付制限情報 ㉙福祉用具購入費の支給に係る情報
18	高額医療合算介護（予防）サービス費支給業務	①被保険者基本情報 ④送付先情報 ⑤税情報 ⑥生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報 ⑦老齢福祉年金情報 ⑪口座情報 ⑭認定情報 ⑮事業対象者情報 ⑯負担割合情報 ⑳給付制限情報 ㉚高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に係る情報 ㉛個人番号異動連絡票情報

【用語の定義】

① 被保険者基本情報

被保険者番号、住民番号、氏名、住所、年齢、生年月日、性別、電話番号、続柄、世帯番号、世帯加入年月日、資格取得日、資格取得届出日、資格取得事由、資格喪失日、資格喪失事由、資格異動日、資格異動事由、在留番号、在留資格、在留期間、満了日、通称名、併記名、住記異動事由、住記異動年月日、住記異動届出年月日、住定日、転入元転出先住所

② 施設入退所情報

入所施設名称、施設種類、住特適用届出日、住所地特例適用年月日、住所地特例適用事由、住所地特例解除年月日、住所地特例解除事由、他住特適用届出日、他住特解除届出日、他住特適用日、他住特解除日、他市町村被保険者番号、施設入所年月日、施設退所年月日、施設コード、適用除外適用届出日、適用除外解除届出日、適用除外適用日、適用除外解除日、解除事由、施設退所後住所、施設退所年月日

③ 医療保険者情報

医療保険者名、医療保険者番号、医療保険記号番号、医療保険被保険者番号、医療保険資格取得年月日・喪失年月日、医療保険証交付年月日

④ 送付先情報

利用業務区分、送付先住所、送付先氏名、本人との関係、電話番号、設定年月日

⑤ 税情報

異動事由、課税賦課年度、税相当年度、税異動事由、他庁照会区分、賦課資料、区民税・都民税均等割額及び所得割額、合計所得金額、総所得金額、公的年金支払額、年金所得金額、所得控除額、課税・非課税区分、課税標準額、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、控除対象配偶者区分、本人該当区分（障害、寡婦ひとり親、未成年）、扶養人数、給与収入額

⑥ 生活保護・中国残留邦人等支援給付等関係情報

措置(支援)者名、措置(支援)番号、措置(支援)開始日、措置(支援)廃止日、措置(支援)停止日、異動事由

⑦ 老齢福祉年金情報

年金番号、開始年月日、終了年月日、管理番号、受給福祉コード

⑧ 賦課情報

徴収方法、賦課年度、相当年度、賦課期日、保険料段階、年賦課額、年調定額、特徴調定額、普徴調定額、賦課期別、期割額、納期限、異動事由、資格喪失日、減免申請日、減免決定日、減免内容、減免事由、減免額、直近納付方法、特徴捕捉年月日、特徴待機フラグ、賦課履歴、賦課更正日、更正事由

⑨ 特別徴収に係る情報

氏名、郵便番号、住所、生年月日、性別、基礎年金番号、特別徴収義務者、特別徴収対象年金

⑩ 収納情報

収納区分、納付区分、収納期別、収納額、収納消込日、領収日、公金日、口座振替金額、口座不能理由、口座振替日、調定額、期別調定額、過誤納額、還付充当額、還付充当停止区分、取消区分、還付加算金額、還付加算金起算日、申告日、加算日数、加算率、還付支払予定日、還付支払日、還付事由、還付方法、決定通知書番号、還付通知発送日、還付請求日、還付支出決定日、充当、充当日、還付充当決定日、充当先被保険者番号、充当先賦課年度、充当先相当年度、充当先期別、取消区分、代理納付金額

⑪ 口座情報

業務区分、金融機関コード、金融機関名、支店コード、支店名、口座種別、口座名義人氏名、口座番号、利用開始年月日、設定年月日、停止年月日、停止事由

⑫ 送付物返戻情報

返戻物区分、発送日、返戻日、返戻理由、公示日

⑬ 滞納整理情報

督促状発行日、督促通知書番号、時効予定日、時効中断事由、時効完成事由、過誤納発生区分、生活保護受給者の滞納状況、認定申請者の滞納状況、給付制限の有無、停止設定理由、停止設定日、連続表示回数、不納欠損額、時効完成日、分納誓約理由、分納金額、分納納期限、誓約日、不現住設定日、不現住解除日、減免猶予、未納額、世帯状況（氏名、続柄、年齢、要介護認定区分）、延滞金期別、延滞金基準日、延滞金確定額、延滞金収納額、延滞金支払予定日、相談情報、滞納処分情報

⑭ 認定情報

要介護認定区分、認定審査会の意見等、認定有効期間、区分支給限度基準額、区分支給限度基準額管理期間、決定年月日、指定サービス種類・名称・有効期間

⑮ 事業対象者情報

チェックリスト実施日、有効期間、区分支給限度基準額、区分支給限度基準額管理期間、決定年月日、介護予防ケアマネジメント依頼届出日、介護予防ケアマネジメント開始日・終了日、担当地域包括支援センター名

⑯ 負担割合情報

負担割合、適用期間

⑰ 負担割合判定情報

交付日、交付事由、設定事由、判別理由、合計所得金額、公的年金収入金額、年金所得金額、その他の合計所得金額、1号世帯員数、世帯判定金額

⑱ 事業者情報

事業者名、事業者コード、事業者区分・種別

⑲ 給付実績情報

給付年月、審査年月、サービス名・種類、給付回数、サービス費用、給付率、軽減率・額、食費、居住費、自己負担額、保険負担額、標準負担額、負担限度額、点数、回数、計画作成事業者、訪問サービス開始・中止年月日、訪問サービス中止理由、施設入所・退所年月日、施設入所実日数、施設外泊日数、サービス提供事業所コード、サービス単価、支給限度額有効期間、サービス区分別支給限度額、サービス区分による支給限度額の管理期間、日割り支給率、サービス種類ごとの限度額、申請年月日、申請者氏名、申請者郵便番号、申請者住所、申請者電話番号、申請関係、申請合計額、申請合計点数、貸付申請年月日、貸付額、支給対象合計額、支払額、住所地特例対象者情報、特定入所者介護（予防）サービス費、療養費情報、返戻等情報（保険分返納金額、利用者分返納金額、過誤・返戻等対象区分、過誤・返戻等事由、申立事由、申立事由コード、給付年月、審査年月、申立年月等）

⑳ 給付制限情報

予告年月日、弁明書通知日・提出期限、弁明理由、予告解除理由、償還払い適用開始日、償還払い適用終了日、支払方法変更理由、支払一時差止め理由、支払一時差止め額、適用期間、給付率、給付率引下げ期間、給付率引下げ理由、給付額減額期間、給付額減額期間月数、徴収権消滅期間、保険料納付済期間、給付制限解除年月日、給付制限解除理由

㉑ 利用料減額・減免情報

申請日、申請種別、減免種別、申請理由、決定日、取消日、審査結果、給付率、減免金額、負担限度額、段階、開始日、終了日

㉒ 利用料減額・免除要件の確認に必要な情報

税情報、老齢福祉年金情報、本人及び配偶者の口座情報・預貯金残額、生活保護関係情報、資産、収入、配偶者の有無、罹災証明情報、旧措置情報、境界層情報、手帳区分

㉓ 高額介護（予防）サービス費及び高額介護予防サービス事業費の支給に係る情報

申請受付年月日、自己負担額、自己負担上限額、世帯負担額、世帯負担上限額、対象年度、給付制限情報、判定日、発行日、申請日、事由、処理状態区分、合計、基準収入額、年少扶養等控除額、決定日、適用期間、基準収入額判定結果、支給算定額、支給決定年月日、高額サービス費給付対象年月、貸付年月日、貸付額、償還払い申請年月日、対象サービスの種類、給付実績情報、施設名、入所日、廃止日、自己負担状況（階層）

㉔ 審査支払・共同処理事務情報

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失年月日、公費負担者番号、申請年月日、要介護区分コード、認定有効期間開始・終了日、居宅サービス計画届出情報、支給限度基準額、上限管理適用期間開始・終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払い化開始・終了年月日、給付率引下げ開始・終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始・終了年月日、利用者負担限度額、小規模多機能型居宅介護等の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無、医療保険者情報、住所地特例対象者区分コード、施設所在保険者番号、住所地特例適用開始・終了年月日、負担割合情報、事業対象者情報

②⑤ 居宅サービス計画届出情報

作成区分コード、適用期間、事業者名、事業者コード、事業者区分・種別

②⑥ 住宅改修費の支給に係る情報

申請日、申請理由、申請者氏名、決定日、決定内容、審査結果、申請額、保険請求額、利用者負担額、支払区分、貸付日、貸付額、事前受付日、事後申請日、事前確認日、工事日、工事内容、工事金額、住宅所有者情報、申請用備考（住宅改修の過去の履歴、要介護認定状況、上限越え、入院中等）

②⑦ 福祉用具購入費の支給に係る情報

申請日、申請理由、申請者氏名、決定日、決定内容、審査結果、申請額、保険請求額、利用者負担額、支払区分、貸付日、貸付額、口座情報、事業者情報、購入日、商品名、購入金額

②⑧ 高額医療合算介護（予防）サービス費及び高額介護予防医療合算サービス事業費の支給に係る情報

被保険者番号、氏名、生年月日、性別、資格取得・喪失年月日、公費負担者番号、申請年月日、要介護区分コード、認定有効期間開始・終了日、居宅サービス計画届出情報、支給限度基準額、上限管理適用期間開始・終了年月日、公費負担上限額減額の有無、償還払い化開始・終了年月日、給付率引下げ開始・終了年月日、減免申請中区分コード、利用者負担区分コード、利用者負担給付率、利用者負担適用開始・終了年月日、標準負担区分コード、標準負担額、標準負担額提供開始・終了年月日、利用者負担限度額、医療保険者情報、医療保険者給付実績、保険制度コード、保険者名称、異動区分、補正済自己負担額送付区分、支給申請書整理番号、支給申請区分、支給申請形態、申請代表者氏名、申請代表者住所、申請代表者電話番号、申請年月日、自己負担額証明書交付申請の有無、支給方法、口座情報、自己負担額証明書整理番号、保険制度コード、対象年度、対象計算期間、被保険者期間、年度・各月の自己負担額（年齢別）、高額介護（予防）サービス費支給額（年齢別）、高額介護予防サービス事業費支給額（年齢別）、宛先氏名、宛先住所、証明書発行年月日、証明書発行者名、証明書発行者住所、問合せ先住所、問合せ先住所名称、問合せ先住所電話番号、計算結果送付先情報、計算結果送付先住所、計算結果送付先名称、計算結果送付先電話番号、給付実績作成区分コード、決定年月日、自己負担総額、支給額、処理年月

②⑨ 個人番号異動連絡票情報

保険者番号、被保険者番号、個人番号、交換情報識別番号、個人番号異動年月日、異動事由、訂正年月日、訂正区分コード

③⑩ 認定申請者情報

申請者（提出代行者）氏名、住所、電話番号、被保険者との関係、申請年月日、申請取消日、申請取消回復日、申請取消種類、申請区分、申請事由、申請理由、取下理由、却下理由、現在いる所、前回の要介護認定結果等、入院先病院名（入所先施設名）、所在地、入退院及び転院時期、特定疾病名、医療機関受診日、本人署名、調査同席者氏名、続柄、電話番号

③⑪ 医療機関情報

主治医氏名、医療機関名、診療科名、所在地、電話番号、医療機関番号、口座情報

③② 主治医意見書情報

最終診察日、入院・通院の別、意見書作成回数、他科の受診有無、傷病に関する意見、特別な医療、心身の状態に関する意見、その他特記すべき事項、短期記憶、伝達能力、認知能力、食事行為、主治医・指定医の区分、意見書受領日、督促日、督促回数、督促方法、在宅・施設の区分、新規・継続の区分、指定医名、意見書依頼日、意見書予定日、提出期限、認定結果情報提供の有無、ケアマネからの連絡希望の有無、介護サービスの計画等への利用同意有無

③③ 認定調査情報

調査実施者氏名、所属機関名称、電話番号、調査実施場所、調査実施日、調査督促日、調査項目、特記事項、調査員氏名、生年月日、性別、登録都道府県、登録番号、登録年月日、資格有効期間満了日、前回情報受領日、提出期限 調査依頼日 報酬対象日

③④ 認定審査会委員情報

審査委員の氏名、生年月日、性別、自宅郵便番号・住所、電話番号、FAX番号、勤務先名称、郵便番号・住所、電話番号、認定審査会議事録、審査委員の所属合議体、審査会の日程、審査委員の現況調査票、委嘱式・研修の対象者の名簿、審査委員の預金通帳の表紙の写し、口座情報、審査会の出席状況、報酬額、個人番号、法人番号、法人名称、法人住所

③⑤ 認定審査情報

一次判定結果、一次判定変更理由、要介護1の状態像、非該当事由、認定審査会簡素化情報、前回結果情報、要介護認定等基準時間、中間評価項目得点、認知症自立度、処分延期日、認定審査会日

③⑥ 個人番号管理情報

個人番号、保険者番号、市町村コード、宛名コード

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を実施するとともに、結合先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	システム上で不要となった電子データを削除し、電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、結合先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに結合先と今後の対応を協議する。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、管理（申請、承認、記録）を行う。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施するよう指導するとともに、個人情報データの持出しを禁止する。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使うよう指導する。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員が立ち会う。
	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施し、十分な検証を行う。
開発等を委託する場合 における区が行う 情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。	

3 電算処理にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	情報保護対策
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【運用上の対策】	○	個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	必要に応じて、事業者への立入り調査等を受けさせるとともに、結合先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	システム上で不要となった電子データを削除させ、電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
	○	区のシステム機器設置場所へ委託先が入退室する場合は、区の管理（申請、承認、記録）に従わせる。また、委託先がシステム機器を操作する場合には、事前に作業内容の報告をさせ、区が承認した後に実施させるとともに、個人情報データの持出しを禁止させる。
	○	プログラムの移行等を行う場合は、外部記録媒体の管理を行い、利用時は第三者漏えいがないようパスワードを施す等、利用制限を設ける。
	○	入力及び取込みテストにおいては、ダミーデータを使わせる。
	○	実データを使用した検証作業は、区職員が実施する（委託先には、必要な支援のみ行わせる）。
	○	モバイルパソコン等の電子計算組織を持込む場合は、事前に区の許可をとらせ、用途は、社内事務連絡、設計書等の閲覧に限定させる。また、委託先のモバイルパソコン等と区のネットワーク、システム機器及びUSB等の記録媒体と接続をさせないように、区の職員の立会いに応じさせる。
	○	データ項目定義の修正漏れによるシステム不具合等が無いよう、双方で事前に綿密なスケジュール計画やチェックシートを作成して実施する。なお、稼働にあたっては必ず仮移行を行うこととし、本稼働はシステムを使用していない時間帯（時間外・休日）に実施させ、十分な検証を行わせる。
開発等を委託する場合における委託先に行わせる情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とさせる。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「ー」	個人情報保護対策
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守するよう指導する。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠するよう指導する。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を実施するとともに、委託先に対し速やかに状況報告をするよう指導する。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施するよう指導する。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定し、区に報告するよう指導する。
	○	全体の業務フローを作成し、委託先と共有する。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築するよう指導する。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要が生じた場合は、パスワードを付してデータを暗号化する。また、電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用して、手渡しで行うよう指導する。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬する。
	○	個人情報の受渡しにあたっては、管理簿に記載する。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにする。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管する。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却し、電子データは消去するよう指導する。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出するよう指導する。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備し、委託先と緊急時の連絡体制や対応手順を確認する。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに委託先と今後の対応を協議する。
委託にあたり区が行う 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定する。
	○	通信内容は暗号化し、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御する。
	○	コンピュータウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用する。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止する。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定するとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底する。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得する。取得したログは、定期的に分析する。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備する。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止する。 システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にする。

5 業務委託にかかる個人情報保護対策チェックリスト

(電磁的媒体・紙媒体の取扱い)

	・対策が可能であれば「○」 ・対策の必要がない場合は「-」	個人情報保護対策
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【運用上の対策】	○	契約にあたり、「特記事項」を付すとともに、個人情報保護法及び新宿区情報セキュリティポリシーを遵守させる。また、クラウドサービスを利用する場合は、総務省「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン」を準拠させる。
	○	契約履行の間、特記事項に基づき立入り調査等を受けさせるとともに、委託先に対し速やかに状況報告をさせる。
	○	再委託先がある場合には、委託先との間に立入り調査等ができる契約内容を付すとともに、必要に応じて又は定期的に立入り調査等を実施させる。
	○	取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定させ、区に報告させる。
	○	区が作成した業務フローに基づき、業務を行わせる。
	○	取扱う個人情報の管理について、必要に応じて又は定期的に確認する体制を構築させる。
	○	個人情報を含むデータを作成する必要がある場合は、パスワードを付してデータを暗号化させる。電磁的媒体（DVD-R等）とパスワード通知書の受渡しは、それぞれ別の機会を設定し、鍵付きカバン等を使用させ、手渡しで行わせる。
	○	個人情報を手交する場合は、鍵付きカバン等を使用して運搬させる。
	○	個人情報の受け渡しにあたっては、管理簿に記載させる。管理簿には、日時、取扱者、情報の内容、数量を確認記録票に記録し、履歴を追跡できるようにさせる。
	○	個人情報は、施錠できる金庫又はキャビネット等に保管させる。
	○	業務履行後、個人情報が記録された電磁的媒体（DVD-R等）、紙媒体及びパスワード通知書は返却させ、電子データは消去させる。また、区に電子データの消去を行ったことの報告書を提出させる。
	○	業務開始前に、事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整備させ、区と緊急時の連絡体制や対応手順を確認させる。
	○	事故が発生した場合又は個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合は、直ちに区と今後の対応を協議させる。
委託事業者に行わせる 個人情報保護対策 【システム上の対策】	○	接続するネットワークについては、特定相手以外との通信を不可とする。
	○	ネットワーク機器やサーバを制御し、通信できるシステムを限定させる。
	○	通信内容は暗号化させ、通信途上の個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	ファイアウォールの設置、サーバの要塞化、侵入検知、セキュリティパッチの適用等の対策を講じさせ、外部からの不正侵入やデータ破壊・漏えい等各種の攻撃から防御させる。
	○	コンピューターウイルス感染等がないよう、ウイルス対策ソフトウェアの導入及び最新のパターンファイルを適用させる。
	○	ID・パスワードやアドレス情報による運用により、第三者による個人情報の盗用、改ざん、成りすましを防止させる。
	○	個人情報を保存する場合は、保存先フォルダへアクセス権を設定させるとともに、ファイルにパスワードを付すなど、情報へのアクセス制御を徹底させる。
	○	システム・ネットワークの状態、機器操作、サービス利用等の監視及びアクセスログ等を取得させる。取得したログは、定期的に分析させる。
	○	サーバ冗長化、バックアップ等により、事故や障害発生時におけるシステム稼働体制を整備させる。
	○	入退室管理等により情報資産の危殆化を防止させる。
○	システムを提供するサーバは日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にさせる。	